

議第88号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 5月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第38条第3項中「規則」の右に「第11条の2及び」を加える。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

提案理由

消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正に準じ、屋内消火栓設備の設置基準を整備する必要があるので提案する。